

# 介護老人保健施設にじの丘足柄施設サービス運営規程

## (運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人社団帰陽会が開設する介護老人保健施設にじの丘足柄（以下「当施設」という。）が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

## (施設の目的)

第2条 当施設は、要介護状態と認定された入所者（以下単に「入所者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、入所者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようになるとともに、入所者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第3条 当施設では、入所者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。

- 2 当施設では、入所者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として入所者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当施設では、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他の保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、入所者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供を務める。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともにに入所者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 入所者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た入所者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて入所者又はその代理人に了解を得ることとする。
- 8 当施設及び当施設職員は、書面で行なうことが規定され、又は想定されるものについて、書面に代えて電磁的記録により、交付・説明・同意・承諾・その他これに類するものを行うことができる。その際には、入所者又はその家族に対し、承諾を得るものとする。
- 9 当施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行なうよう努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設にじの丘足柄
- (2) 所在地 神奈川県南足柄市岩原 699
- (3) 電話番号 0465-70-2222 FAX 番号 0465-70-2111
- (4) 管理者名 堀口 徹
- (5) 介護保険指定番号 介護老人保健施設 (1454380002 号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

(常勤換算) (職員)

(1) 管理者	(1)	(1)
(2) 医師	(1.2)	(2)
(3) 薬剤師	(0.3)	(1)
(4) 看護職員	(7.8)	(10)
(5) 介護職員	(26.8)	(29)
(6) 支援相談員	(2.1)	(3)
(7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士		
・理学療法士	(1.7)	(5)
・言語聴覚士	(1.4)	(3)
・作業療法士	(1.0)	(2)
(8) 管理栄養士	(1.0)	(1)
(9) 介護支援専門員	(3.0)	(3)
(10) 事務長	(1.0)	(1)
(11) 事務職員	(4.0)	(5)

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、入所者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、入所者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか入所者の施設サービス計画及びリハビリテーション実施計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、入所者の施設サービス計画及びリハビリテーション実施計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、入所者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、リハビリテーション実施計画を作成するとともに機能訓練の実施に際し指導を行う。

- (8) 管理栄養士及び栄養士は、栄養マネジメントや栄養管理、献立の作成、栄養指導、食事相談、嗜好調査及び残食査等入所者の食事管理を行う。
- (9) 介護支援専門員は、入所者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (10) 事務長は、施設運営・行政対応等の全般的管理を行う。
- (11) 事務員は、施設における庶務及び経理等の事務を行う。

(入所定員)

第 7 条 当施設の入所定員は、82 人とする。

(介護老人保健施設のサービス内容)

第 8 条 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、入所者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、入所者の病状及び心身の状況に照らして行なう適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話とする。また栄養管理、栄養ケア、マネジメント等の栄養状態や口腔衛生の管理とする。

(入所者負担の額)

第 9 条 入所者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、入所者が選定する食費、居住費、個室料、特別な食事の費用、日用生活品費、教養娯楽費、理美容代、行事費、健康管理費、その他の費用等利用料を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。

(身体の拘束等)

第 10 条 当施設は、身体拘束廃止に関する指針を定め、原則として入所者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を診療録に記載する。

- 2 前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。  
指針の通り、委員会は 3 カ月に 1 回以上、研修会は年 2 回行う。なお、委員会の結果については介護職員、その他の従業員に周知徹底を図る。

(虐待の防止等)

第 11 条 当施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥創対策等)

第 12 条 当施設は、入所者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥創が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥創対策指針を定め、その発生を防止する為の体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 13 条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り当施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第 9 条に利用料として規定されるものであるが、同時に当施設は第 8 条の規定に基づき、入所者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・面会は、面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出る。
- ・消灯時間は、午後 9 時とする。
- ・外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に届け出る。
- ・火気の取扱いは、個人での使用は認めない。
- ・設備・備品の利用は、本来の用法に従って利用する。
- ・所持品・備品等の持ち込みは、原則として本人又は家族の管理とする。
- ・金銭・貴重品の管理は、原則として本人又は家族の管理とする。施設は責任を負わない。
- ・外泊時等の施設外での受診は、当施設の了解を得なしで、かかりつけ医など他の医療機関には受診しない。
- ・ペットの持ち込みは、原則として禁止する。
- ・入所者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・他入所者への迷惑行為は、禁止する。

(非常災害対策)

第 14 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者より指名選任された職員を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上  
(うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う)
  - ② 入所者を含めた総合避難訓練……………年 1 回以上
  - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底……………隨時
- (7) 当施設は、(6) に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(業務継続計画の策定等)

第 15 条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設では、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、業務継続計画の見直しのための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）及び従業者に対する研修を定期的に実施する。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 16 条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止及び発生時対応の指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制整備する。サービス提供等に事故及び体調の急変、その他緊急事態が発生した場合、当施設は、入所者に対し必要な措置を行う。又、入所者の家族、市町村、県等に連絡するとともに必要な措置を行う。

- 2 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）及び従業者に対する研修を定期的に実施する。
- 3 前 2 項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(協力医療機関等)

第 17 条 当施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

協力医療機関 丹羽病院 内科・消化器科・外科・肛門科

神奈川県小田原市荻窪 406

おぎの整形外科歯科 整形外科

神奈川県南足柄市関本 750-1

(職員の服務規律)

第 18 条 当施設職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して当施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 19 条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当施設では、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第 20 条 当施設職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団帰陽会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 21 条 当施設職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。

ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 22 条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
  - (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を概ね 3 ヶ月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のため指針を整備する。
  - (3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防又はまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。
  - (4) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための担当者を設置し、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- 3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 23 条 当施設職員に対して、当施設職員である期間および当施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た入所者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(苦情処理)

第 24 条 当施設のサービスに対しての苦情や要望、疑問については、相談室を窓口とし、支援専門員並びに支援相談員が受け付ける。その際には以下のことに留意し真摯に苦情対応等にあたる。

- 2 苦情申し立ての事実関係を速やかに調査し、把握すると共に記録する。
- 3 苦情対策会議を開催し、事実を周知し、原因を明らかにすることで対応策を講じ改善を図る。
- 4 苦情の申し立て者に対して、書面や口頭で説明を行なう。
- 5 苦情申し立てを受けたら、南足柄市や必要に応じては、申し立て者の保険者、居宅介護支援事業所の支援専門員などへ書面等による報告を行なう。
- 6 サービス利用契約の前には重要事項説明を行ない、苦情などの対応についても各方面相談窓口の案内も含め、丁寧に説明する。

(その他運営に関する重要事項)

第 25 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

- 2 運営規程の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、入所者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示又は自由に閲覧できる形で配架するものとする。
- 3 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景した言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 介護保健施設サービスに関する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団帰陽会介護老人保健施設にじの丘足柄の役員会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

運営規程は、平成 18 年 4 月 1 日に改定する。

運営規定は、平成 19 年 12 月 1 日に改定する。

運営規定は、平成 20 年 12 月 1 日に改定する。

運営規定は、平成 26 年 2 月 6 日に改定する。

運営規定は、平成 26 年 4 月 1 日に改定する。

運営規定は、平成 27 年 1 月 31 日に改定する。

運営規程は、平成 30 年 4 月 1 日に改定する。

運営規程は、平成 30 年 8 月 1 日に改定する。

運営規程は、平成 30 年 10 月 1 日に改定する。

運営規程は、令和元年 10 月 1 日に改定する。

運営規程は、令和 2 年 1 月 31 日に改定する。

運営規程は、令和 3 年 4 月 1 日に改定する。

運営規程は、令和 4 年 3 月 1 日に改定する。

運営規程は、令和 4 年 10 月 1 日に改定する。

運営規程は、令和 6 年 4 月 1 日に改定する。

運営規程は、令和 6 年 8 月 1 日に改定する。